

通所介護事業所 プラチナガーデン

重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施 設 名	通所介護事業所 プラチナガーデン
・開設年月日	平成 17 年 6 月 1 日
・所 在 地	新居浜市一宮町二丁目 6 番 72 号
・電 話	31-3223
・管 理 者 名	藤田 憲明
・事業所番号	3870501461

(2) 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(3) 運営の方針

利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指します。地域との結び付きを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(4) 第三者評価の有無

第三者評価実施なし

(5) 施設の職員体制

職種	人員		職務内容
	常勤	非常勤	
施設長	1名 (兼務 1名)		事業所の統括管理を行います。
生活相談員	1名以上 (兼務 1名以上)		利用計画の作成、生活相談業務、介護計画の作成、市町村、居宅介護支援事業者及び各サービス事業者等との連絡調整並びに事務処理を行います。

介護職員	8名以上 (兼務1名以上)	4名以上 (兼務1名以上)	ご利用者の介護を行います。
看護職員	1名以上 (兼務1名以上)	1名以上 (兼務1名以上)	ご利用者の看護を行います。
機能訓練指導員	1名以上 (兼務1名以上)	1名以上 (兼務1名以上)	ご利用者の機能訓練指導を行います。

(6) 利用定員

定員…60名

(7) 営業日及び営業時間

営業日…月曜日～土曜日

(但し8月16日、10月18日、12月31日、1月1日～3日は休み)

営業時間…8：30～17：00

(サービス提供時間…9：30～15：30)

(8) 通常の事業の実施地域

新居浜市（別子山地区を除く）

2. サービスの内容

- ① 通所サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般入浴、特浴）
- ④ 健康管理
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 機能訓練計画書の立案
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 送迎サービス
- ⑩ 訪問指導

3. 利用料金

(1) 基本料金 (2) 加算利用料 は別途資料をご覧下さい。

(3) 加算利用料 (一部説明)

趣味娯楽費…趣味でされる手芸・創作活動の材料、希望する旅行・観劇等にかかる費用

(4) 支払方法

原則として、Eネット（金融機関預金口座自動引落しサービス）をご利用いただきます。（月末締め切りで翌月25日とし、土日祭日の場合は翌営業日）なお、詳細及び手続き等については事務所へお申し出ください。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・全館禁煙となります。
- ・金銭及び貴重品は紛失等のおそれが有りますのでできる限り持ち込まないようお願ひいたします。
- ・火気の取り扱い、施設の設備・備品の取り扱いには充分注意してください。
- ・禁止事項 … 職員に対する身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げる、唾を吐く等）、精神的暴力（暴言、嫌がらせ、誹謗中傷等）、セクシャルハラスメント（胸をさわる、卑猥な行動や言動等）などの著しい迷惑行為、布教活動、危険物の持ち込み、利用者間の貸し借り、物品の販売・宣伝・勧誘、ペットの持ち込み。

5. 緊急時等における対応方法

サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

6. 他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいているので、ご利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

7. 協力医療機関

当施設では下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

住友別子病院（内科、神経内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、
脳神経外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、肛門科、産婦人科、眼科、
耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科）

ふくだ歯科

8. 事故発生時の対応

ご利用者の安全の確保を第一とし、ご家族、かかりつけ医、行政機関、居宅介護支援事業所等に速やかに連絡し、適切な処置を行います。

(1) 事故が発生時の対応

- ・事業所はサービス提供による事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事故防止のため、委員会等において具体的な事故防止の対策を関係職員に周知徹底すると共に、事故が生じた際にはその原因を解明し、対策を講じ改善します。
- ・ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し利用者の責に起因した事故の場合はその限りではありません。

9. 非常災害対策

災害種別（火災、地震、風水害等）ごとの具体的計画の策定と掲示をするとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。また、利用者及び従業者が当面の間、避難生活をすることができるよう生

活物資の備蓄等の確保に努めます。

10. 社会福祉法人はぴねす福祉会の概要

(1) 名称・法人種別	社会福祉法人はぴねす福祉会
(2) 代表者職名・氏名	理事長 長野 芳夫
(3) 本部事務所・所在地	新居浜市若水町一丁目9番13号

0897-31-5000

(4) 介護保険サービス事業

特別養護老人ホーム (入所)	豊園荘、若水館、プラチナプレイス シニアリビング八雲ガーデン（地域密着型）
介護老人保健施設 (入所)	はぴねすケアセンター 若水ケアセンター
短期入所生活介護 (ショートステイ)	プラチナプレイス、豊園荘 シニアリビング八雲ガーデン
短期入所療養介護 (ショートステイ)	はぴねすケアセンター 若水ケアセンター
通所介護 (デイサービス)	豊園荘、プラチナガーデン シニアセンターvivid
通所リハビリテーション (デイケア)	はぴねすケアセンター 若水ケアセンター
訪問介護 (ヘルパーステーション)	ヘルパーステーション若水館
訪問看護ステーション	はぴねす
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	グループホーム おてだま LOHAS・KOTI、プラチナガーデン
居宅介護支援事業所 (ケアプラン作成)	はぴねす
小規模多機能型居宅介護事業所	ケアサポートセンター八雲 ケアサポートセンター若水
認知症対応型通所介護	ケアサポートセンター西連寺

(5) 介護保険外サービス

軽費老人ホーム ケアハウス	ファミリア、プラチナガーデン
新居浜市在宅介護支援センター	はぴねす
有料老人ホーム	CASA船木、CASA若水
高齢者専用賃貸住宅	CASA八雲

11. その他

○行政機関その他苦情受付機関

新居浜市役所 介護福祉課 介護保険担当係

所 在 地 新居浜市一宮町一丁目5番1号

ご利用時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで
(但し、土曜、日曜、祝日、年末年始は除く)
ご利用方法 電 話 (0897) 65-1241

国民健康保険団体連合会 業務管理課介護福祉室
所 在 地 松山市高岡町101番地1
電 話 番 号 (089) 968-8700
F A X番号 (089) 968-8717
受 付 時 間 午前8時30分～午後5時15分
(但し、土曜、日曜、休日、年末年始 12/29～1/3 は除く)

○苦情相談窓口

通所介護事業所 プラチナガーデン
窓口責任者 主任生活相談員 加藤あゆみ
窓口担当者 副主任生活相談員 篠原里恵
電 話 番 号 (0897) 31-3223
F A X番号 (0897) 31-3400
受 付 時 間 月～土曜日 午前8時30分～午後5時00分 (祝日は営業)
(但し8月16日、10月18日、12月31日、1月1日～3日は除く)

いろいろな要望や苦情などございましたら、担当職員又は責任者までご意見をお寄せ下されば速やかに対処し、改善にむけ努力いたします。

苦情の申し出に対し折り合いのつかない場合は約款第10条により対応させていただきます。

「ご意見箱」を設置いたしておりますのでご意見がございましたら投函ください。
皆様の積極的なご意見お待ちしております。